

いつまでも健康で住み続けられる、住みたくなるまち

広報とえだ

Soeda
Public
Relations



凜として厳か 未来へのこす誇れる景観

四季折々に美しい姿を見ることができる添田町。雄大な自然に包まれ、英彦山の山岳信仰に由来する歴史・文化が重なり唯一無二の姿を誇る町の景観を次世代へ引き継ぐため、「添田町景観計画」を策定しました。（詳細は2～5ページ）

MAY.2024

5

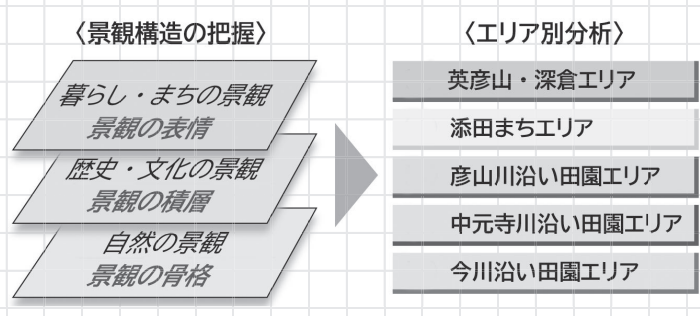
No.751



魅力ある風景を次の世代へ引き継ぐため 「添田町景観計画」策定

添田町の景観特性

添田町の景観構造は、その成り立ちによって「自然の景観」、「歴史・文化の景観」、「暮らし・まちの景観」の3つで構成されます。この景観構造はそれぞれ町の良好な景観を創り出す基盤となる「景観の骨格」、固有の歴史や文化、風土などが積み重なり形成された「景観の積層」、現代の人々の暮らしや文化からつくられる「景観の表情」として捉えることができます。これらを把握したうえで町のエリアを5つに分けて分析し、添田町らしさを代表する景観との関係性を踏まえながら、エリア別の景観形成方針を設定しました。



エリア別の景観形成方針

中元寺川沿い田園エリア

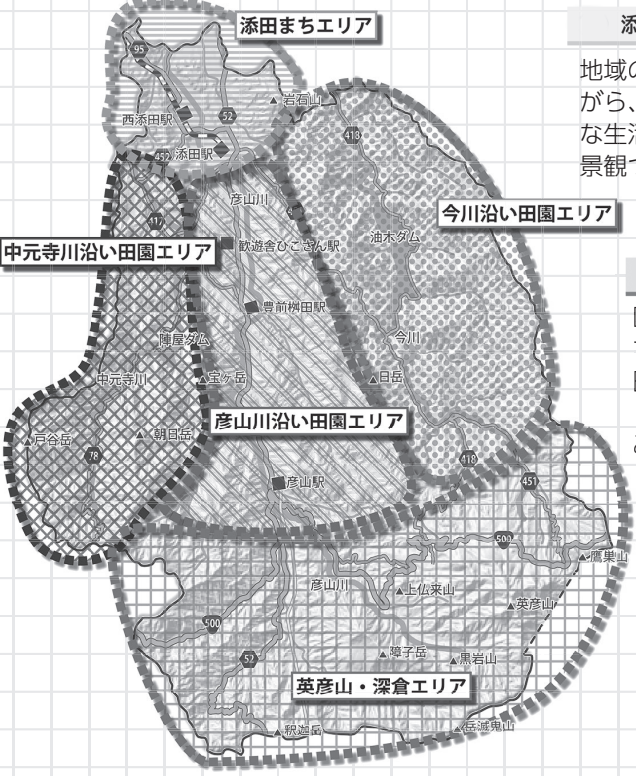
のどかな田園風景と緑豊かな環境を守りながら、社寺とその周辺がもたらす文化的な景観づくりに取り組みます。

彦山川沿い田園エリア

英彦山へ至る直近の地域にふさわしい色どりを有する添田町の「もう1つの顔」として、連なる山々と麓に広がる田園風景や彦山川の水辺空間を活かした景観づくりに取り組みます。

英彦山・深倉エリア

「英彦山」として培われた固有の歴史・文化、豊かな自然を活かし、風格と趣のある景観づくりに取り組みます。



添田まちエリア

地域の歴史・文化を活かしながら、活力ある町並みや良好な生活環境の構築を目指した景観づくりに取り組みます。

今川沿い田園エリア

四季折々の自然風景を写すダム湖と段々に連なる田園風景や山なみを活かした景観づくりに取り組みます。

春には桜が咲きほこる添田公園、夏には満天の星空の下、彦山川・中元寺川・今川にホタルが舞い、秋には英彦山の各所に広がる紅葉、冬には白雪がおりなす幻想的な風景など四季折々の美しい自然が残る添田町。これらの自然に抱かれた田園と町なみに人々の暮らしが息づき、英彦山の山岳信仰に由来する歴史や文化などが積み重なって、添田町らしい、良好な景観が残されています。この誇れる景観を、町民だけでなく、添田町を訪れる人たちにも『ふるさとの姿』として感じてもらえるよう守り育てていき、次世代に誇れる財産として引き継いでいくことを目指し、景観法に基づく「添田町景観計画」を策定しました。

景観計画の策定により、令和6年10月31日以降に大規模な建築物などの建設や大規模開発を行う際には法に基づく届出が必要となります。（詳細は4、5ページ）

景観計画とは

景観計画は、景観法に基づいて景観行政団体（良好な景観形成のために計画の策定や変更、行為の規制などの業務を担う行政のこと）が策定するもので、良好な景観の保全や形成を図るために必要となる方針などを定めた計画です。

景観計画の必要性

近年、時代の流れにより生活様式や形態が大きく変化し、近隣でも大規模開発などによって景観が阻害される事案が発生して問題となっています。それらを防ぐためには、規制や誘導が有効ですが、その規制・誘導が皆さんの生活を著しく制限・制約するものとなっ

景観計画が目指す 基本理念と基本方針

- 【基本理念】
悠久の魅力を
「みんなでつなぐ」景観づくり
町に住んでいる皆さん、事業者の皆さん、そして行政がそれぞれの立場で「景観」を意識して行動し、基本理念が実現できるよう、3つの基本方針を定めました。
- 【基本方針1】
一人ひとり主役となって
みんなで景観づくりに取り組む
町に関わるすべての人が、一人ひとり主役となって、みんなで力を合わせ

「景観まちづくり」を实践するなかで地域コミュニティ形成、町への愛着や誇りをより高めることなどを目指します。

- 【基本方針2】
自然と歴史を礎に人々の暮らしが
息づく景観を守り育てる
先人たちが積み重ねてきたものを大切にし、自然や田園風景と人々の生活が調和した景観まちづくりを進めます。また、地域の特性や持続的な発展を考慮しつつ、人々の心を豊かにする景観の創出、神幸祭をはじめとする多様な文化および文化的景観の保全・継承などに努めます。
- 【基本方針3】
「添田町らしい」景観を
誇れる財産として未来へ繋ぐ
先人の創意工夫で積み重ねられた本町特有の景観に、新たな価値や魅力を付け加え、誇れる財産として次の世代へと受け継いでいくために、世代を超えた景観づくりの担い手育成などに取り組みます。

町内全域が 景観計画の対象区域に

広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用や創出・育成を総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、景観計画区域は町全域とします。

届出対象行為

大規模な建築物や工作物などは周囲の景観に大きな影響を及ぼします。10月31日以降に次の規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などに着手するときは、事前相談、届出が必要になります。

規定により行為の届出は工事着手の30日前までに行っていただく必要があるため、事前相談・協議は

届出対象行為の構想・計画段階のなるべく早い時点で行ってください。届出受理後、町で景観形成基準適合の審査を行います。審査期間中(30日間～最大90日間)は、行為に着手することができません。なお、適合の時は適合通知を、不適合のときは助言・指導などを行います。

詳しくは町ホームページで確認ください→



対 象			届出対象規模（「景観形成一般区域（町全域）」）
建築物	新築、増改築又は移転		高さが13m以上、または延べ床面積が500㎡以上のもの
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更		前記の規模で外観の変更行為のうち、外観の変更に係る面積が全体の見付面積の1/2 以上となるもの
工作物	工作物の新設、増改築、移転、外観変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更など	塔状	全長15m、または地上高が12mを超えるもの（鉄塔、屋外照明など）
		壁状	高さが3mを超え、かつ見付面積が100㎡を超えるもの（擁壁、柵、塀、フェンスなど）
		その他	地上高15mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの（遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、立体駐車場など）
開発行為等	開発行為		面積が3,000㎡を超えるもの
	太陽光・水素等発電施設		地上高が12mを超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの
	土地の形質の変更等		面積が3,000㎡を超えるもの
	木竹の伐採		林地以外への転用を目的とした伐採で、伐採面積が3,000㎡を超えるもの
	屋外における物件の堆積		堆積の高さが5m、または面積1,000㎡を超えるもの

※届出対象・規模に満たない建築物などは届出の必要はありませんが、良好な景観形成を図るため、景観形成基準への配慮をお願いします。また、すでに建っている建築物などは届出の必要はありませんが、今後、増改築や外観の変更をする場合で届出が必要な規模を超えるものは、届出をお願いします。

景観計画に関する説明会

景観計画を推進するためには町民の皆さん、事業者の皆さんと町がそれぞれの立場で「景観」を意識して、連携することが重要になります。そのため、景観計画の目的や景観形成基準の詳細などの情報共有を目的に説明会を開催します。説明会はお住いの地域に関係なくどの会場でも参加可能です。



皆さんのお越しを
お待ちしております!!

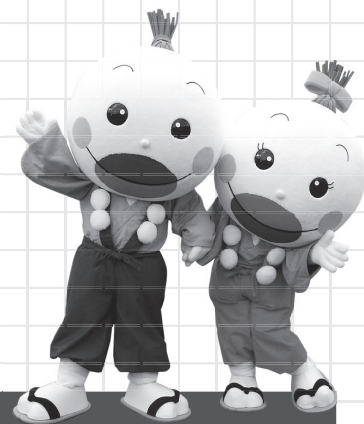
日 時	会 場
5月30日(木)19時～20時30分	中元寺公民館
6月6日(木)19時～20時30分	津野公民館
6月13日(木)19時～20時30分	彦山地区総合センター
6月20日(木)19時～20時30分	英彦山公民館
6月25日(火)19時～20時30分	オークホール
6月26日(水)19時～20時30分	
6月29日(土)10時～11時30分	

令和6年10月31日以降に着工する建物や工作物などが対象

景観計画策定に伴う事前協議・届出

景観計画では、良好な景観の維持形成に向け、景観に大きな影響を及ぼす建築行為や開発行為などを行う際の「景観形成基準」と「届出対象行為」を定めています。今後、建築などを行う際には行為の制限を受けたり、届出が必要となることがあります。町民の皆さん、事業者の皆さんは、地域の景観形成に関わる主体として良好な景観づくりにご協力をお願いします。

問 役場商工観光振興課歴史文化財係 ☎ 82-1236



景観計画に基づく景観形成基準と届出対象行為

景観形成基準

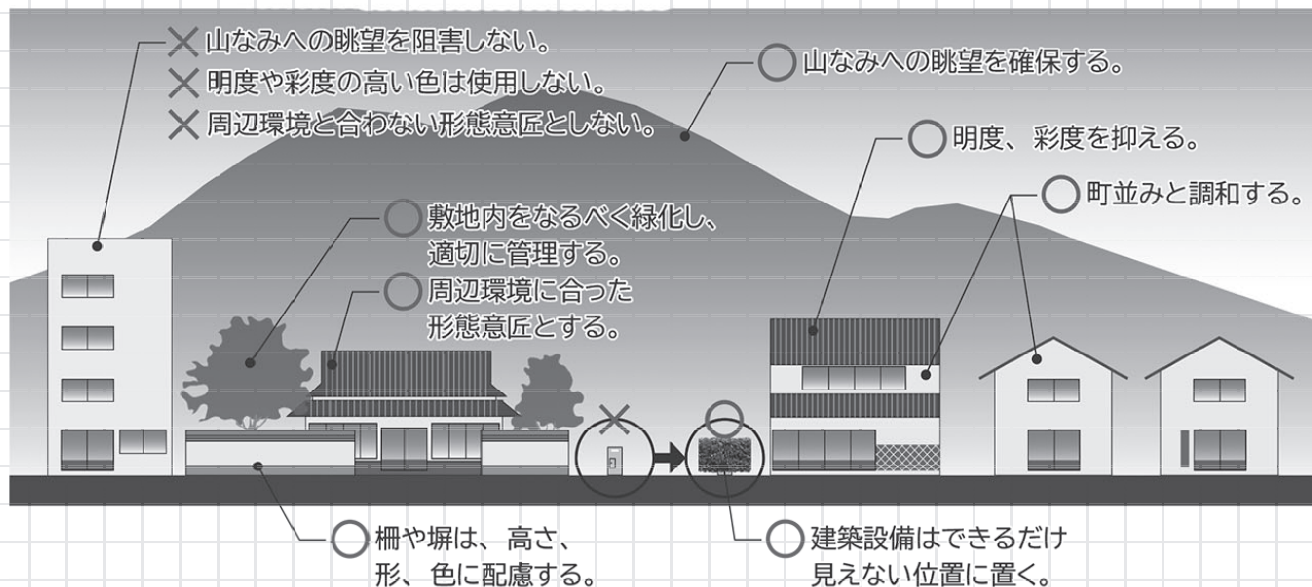
景観計画は、良好な景観を形成するために地域の特性に応じた景観形成に影響する建築物などを適切に誘導する必要があります。景観計画区域内の建築物の建築、工作物の建設、開発行為等について、そ

れぞれに良好な景観形成のための行為の基準（景観形成基準）を定めており、大規模な建設・建築などは、届出を必要とする行為（届出対象行為）として町への届出が必要となります。

▶景観形成基準の主な項目（抜粋）

建築物	形態意匠	周囲の景観（自然、町並み、田園など）と調和した形態意匠、周囲の山なみへの眺望や見通しの確保、彩度・明度の配慮など
	建築設備	道路などの公共の場からできるだけ見えない位置に設置、目隠し等による措置など
	外構	塀や柵・垣などが周辺景観に調和するよう配慮（高さ、形態意匠、色彩、材料など）
工作物	形態意匠	周囲の町並みや景観との調和に配慮、周囲の山なみへの眺望や見通しの確保、彩度・明度の配慮、送電・通信等の工作物の共同設置・共用化など
開発行為等	植生や自然環境および周辺環境への影響を考慮し、景観上の違和感を生じさせないよう配慮	

▶景観形成基準の適用例（建築物の場合）



未来へつなぐ 歴史を紡いだまちづくり



平成26年6月に、町の文化財や伝統芸能を保存・継承するため、国から認定を受けた「添田町歴史的風致維持向上計画」。令和5年度の計画期間満了を前に、これまでの成果や課題を踏まえ、さらなる歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するために令和6年度から15年度までの10年間を計画期間とする「添田町歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定し、3月18日、文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣から認定を受けました。

歴史的風致維持

向上計画の概要

歴史的風致とは「地域におけるその固有の歴史や伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物やその周辺の町並みとが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義され、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、歴史と伝統に誇りを持ちながら地域の生活が息づくことで歴史的風致が形成されます。

第1期計画は町内に残る英彦山神宮奉幣殿や中島家住宅などの歴史的建造物と修験道に関する祭礼や神幸祭などの伝

まちづくり団体の創設と

郷土愛の醸成

英彦山内に存在する社殿や修験窟、宿坊、遺跡などの後世への継承に向け総合調査を進め、「英彦山総合調査報告書」を刊行、国においても文化的価値が認められ「英彦山」は国史跡に指定されました。さらに、国名勝「旧亀石坊庭園」以外の宿坊庭園の調査などを進め、「英彦山」と同じくその文化的価値の高さから「旧亀石坊庭園」に新たに6つの庭園が追加され、名称を「英彦山庭園」として国名勝に指定されました。さらに歴史的風致を構成する建造物や環境、民俗芸能などをまちづくりに活用するため、重点区域である英彦山区域でまちづくりを担う団体の設立に向けた地域関係者との勉強会を通じて「英彦山門前町同好会」が設立されました。同会では歴史的風致を伝える活動をはじめ、英彦山山伏の暮らしを伝える山伏体験会や、英彦山神宮参道で開かれる英彦山参道マルシェなどのイベントを行っています。

また、町は平成27年に歴史テキストなどを作成し、郷土愛の醸成や地域の伝統芸能への理解を促すため町内小学校の授業などで活用し、学芸員による歴史・文化を伝える「出前授業」や「出前講座」も行っています。

このような歴史的風致の維持向上を第

統文化を保存するとともに、それらを活用したまちづくりを図るために策定し、全国では46都市目、福岡県では太宰府市に続き2番目に認定を受けました。

様々な理由で失われつつある歴史的風致。計画では英彦山神宮にまつわる歴史的風致や添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致など6つの維持向上すべき歴史的風致を定め、これを後世に継承するため、計画期間である平成26年度から令和5年度までの間、歴史的風致の維持向上に向けたまちづくりに取り組みました。

旧日田街道の町屋と

英彦山地区の修景改修

旧日田街道に位置する国指定重要文化財中島家住宅では、経年劣化に伴う損傷の進行に加え、地盤沈下とそれに伴う建物への影響、耐震性能の不足などを踏まえ、5年の歳月をかけ半解体を伴う保存修理工事を行いました。修理後は一般公開され、各種イベントが行われています。

英彦山地区では、英彦山神宮銅鳥居から英彦山神宮奉幣殿までの総延長約885メートルの参道を歴史的風致形成建造物に指定し、石段や水路などの保存整備に加え、水道パイプの撤去や消火設備の色彩の調和など、修景整備を実施しました。併せて英彦山神宮が行っている上宮の被害状況把握調査や保存修理工事に対し、助言とともに支援も行っています。

1期計画に基づき10年かけて行ってきましたが、町民アンケートでは約7割の人が町の歴史的な風情や情緒の向上を「感じない」と回答しており、また、各地域で行われていた神幸祭が新型コロナウイルス感染症の影響で数年間休止され、長年の担い手不足と相まって、活動の継承や郷土愛の醸成などさらなる課題解決に向けた取り組みが必要となります。

第2期歴史的風致維持

向上計画での取り組み

第2期計画では国指定重要文化財中島家住宅をより多くの人に訪れていただくために、風格ある庭園整備を実施するとともに、第1期計画で実施できなかった英彦山スロープカー花駅の駅舎として利用している旧英彦山小学校を周囲との調和を図るための修景整備を実施します。

また、児童・生徒に対する意識向上推進事業について、「郷土を愛する子どもの育成」が学校教育の重点目標の一つとして挙げられていることから、年間指導計画に位置付けられるように学校・関係課との連携を密に行います。

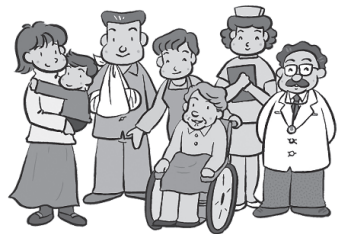
神楽や獅子楽などの保存団体と伝統芸能の継続や後継者育成に向けた協議を行うとともに、保存団体の活動や歴史文化を活かした団体に対する支援を行い、皆さんが日々の生活の中で歴史的風致を感じていただけるよう取り組みます。

●後期高齢者医療に加入している皆さん

令和6年度 後期高齢者医療保険料率が 決まりました

問 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

後期高齢者医療制度の保険料率が改正されました。後期高齢者医療保険は75歳以上の人、65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると認定を受けた人が加入する医療保険です。今年度は被保険者数の増加などにより医療給付費が年々増加している中、医療費を支える支援金を支払う若年人口の減少が進み、現役世代1人当たりの負担の増加を緩和するため、また出産一時金を全世代で負担する世代間負担の公平性の観点から、保険料の負担率が上昇しました。



国民健康保険は、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるよう加入者の皆さんが、国民健康保険税を出し合い、支え合う制度です。平成30年度の国保改革で県が財政運営の責任主体となり市町村と一緒に運営を行っています。町では国民健康保険医療費の増加や被保険者の減少に伴い厳しい財政状況ではありますが、急激な保険税の増額を避けるため、段階的に保険税を見直しており、令和6年度の保険税率が決まりましたので、お知らせします。

●国民健康保険に加入している皆さん

令和6年度 国民健康保険税率が 決まりました

問 国民健康保険税に関すること
⇒役場住民課税務・滞納対策係（☎ 82-1234）
国民健康保険の資格や給付に関すること
⇒役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

▶令和6年度保険料

令和5年度	均等割額	56,435円
	所得割率	10.54%
	賦課限度額	64万円

令和6年度	均等割額	60,004円
	所得割率	11.83%
	賦課限度額	80万円

▶保険料額の算定方法

加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計が保険料になります。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \left[\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} \right] \times 11.83\%$$

- ※1 昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有する人の賦課限度額は73万円になります。
- ※2 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。障害・遺族年金などの非課税年金は、保険料算定の基礎となる所得に含まれません。
- ※3 令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の所得割率は11.02%になります。

▶保険料の軽減措置

4月1日時点（年度途中の加入の場合はその時点）の同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額に応じ、均等割額が軽減されます。

◎社会保険^{※7}の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療の対象となる（75歳到達）前日まで社会保険の被扶養者であった人は、2年間に限り5割軽減（所得割額はかからず、年額30,002円。なお均等割額の軽減について、7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先）の軽減措置を受けることができます。

※7 「社会保険」とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合を指します。

対象者の所得要件 【同一世帯 ^{※4} 内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 ^{※5} の合計額】	軽減割合 (均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数－1) ^{※6} 以下	7割 (18,001円)
43万円(基礎控除額)+29万5千円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1) ^{※6} 以下	5割 (30,002円)
43万円(基礎控除額)+54万5千円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1) ^{※6} 以下	2割 (48,003円)

- ※4 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準となります。
- ※5 「軽減対象所得金額」とは、基本的に所得金額と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となるなど例外があります。
- ※6 下部分の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金などに関する所得がある場合に適用されます。

▶令和6年度の保険税

【改正前】令和5年度

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.4%	2.4%	2.3%
均等割	22,000円	9,200円	8,800円
平等割	26,400円	9,200円	7,200円
賦課限度額	65万円	22万円	17万円

【改正後】令和6年度

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.4%	2.5%	2.3%
均等割	22,800円	10,000円	9,200円
平等割	26,400円	9,600円	7,600円
賦課限度額	65万円	24万円	17万円

▶保険料の算定方法

$$\text{保険税(年額)} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援分} + \text{介護納付金分}$$

※1 所得割…(加入者の前年総所得額－〔基礎控除43万円〕×税率

▶均等割…加入者の人数×税額

▶平等割…1世帯あたりの税額

▶賦課限度額…区分ごとに課税される税額の上限額

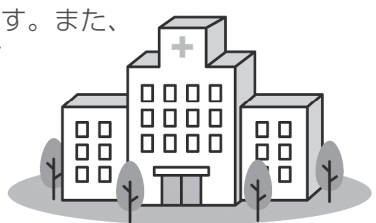
※1 加入者ごとに計算します。

※2 「基礎控除」は、合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円ですが、合計所得金額が2,400万円を超えると異なります。

▶高額になった医療費の払い戻し制度

被保険者が同じ月内に医療機関で治療を受け、自己負担限度額を超えたときは、申請することで、その超えた額が支給されます。自己負担限度額は被保険者によって異なります。支給額の見込みが5,000円以上の人には、2か月おきに申請のお知らせを送付していますが、5,000円に満たない場合でも返還の対象になる

場合があります。申請の際は、病院に医療費を支払ったときの領収書が必要です。また、国民健康保険税に滞納がある時は支給されない場合があります。詳しくは問い合わせてください。



接種の機会は生涯で1回のみです

肺炎球菌ワクチン接種を実施しています

成人用肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因菌第1位の肺炎球菌が引き起こす肺炎急性肺炎を約80%予防するワクチンです。



▶**対象者** ▷65歳の人（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日の間に生まれた人）▷60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される人▷60歳～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人
※今年度65歳になる対象者に誕生月の月初めに郵送でお知らせします。

▶**予防接種期間** 65歳の誕生日前日～66歳の誕生日の前日

▶**接種料金** 3,000円

☎ 役場健康子育て応援課健康・子ども保健係（☎ 31-5001）

後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

歯科健診を受けましょう

後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、口腔機能低下や肺炎などの疾病予防のため歯科健診を実施します。対象者には、5月下旬に受診券を送付します。

▶**対象者** 今年度76歳から80歳になる（昭和19年4月1日～昭和24年3月31日生まれ）被保険者

▶**受診期間** 歯科医院の休診日を除く6月1日（土）～12月31日（火）

▶**自己負担金** 300円

▶**受診方法** 歯科健診の実施医療機関で予約して受診

▶**持参品** 受診券、被保険者証またはマイナンバーカード

※マイナンバーカードを被保険者証として利用できるのは、マイナンバーカードを被保険者証利用に対応する医療機関に限ります。

☎ 福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター（☎ 092-651-3111）



クアハウス「ハピネス」のプールを利用中の皆さんへ

添田小学校の水泳授業のため、一般利用時間が制限されます

添田小学校の水泳学習を5月20日（月）から6月28日（金）までクアハウス「ハピネス」で行います。児童の水泳学習時間中は、一般利用ができません。クアハウスの定期券をすでに購入されている人は、5月20日（月）から6月28日（金）までの平日の利用ができない日数について有効期間の延長を行いますので、クアハウスまで申し出ください。なお、期間中の土日は通常どおり利用できます。 ☎ クアハウス（☎ 82-5061）

期 間	クアハウス プール利用時間		
	9時30分～12時	12時～18時	18時～21時
5月20日（月）～24日（金）	小学校の水泳学習時間（10時20分～11時30分）のため、この時間帯は、一般利用できません 	12時～21時は一般利用の時間帯です 	
5月27日（月）～31日（金）			
6月3日（月）～7日（金）			
6月10日（月）～14日（金）			
6月17日（月）～21日（金）			
6月24日（月）～28日（金）			

●自分のため、家族のために。年1回の健診で1年間の安心を

特定健診・がん検診

☎ 役場健康子育て応援課健康・子ども保健係（☎ 31-5001）



6月から年に一度の健診が始まります。20歳以上の女性、40歳以上の男性がいる世帯に、加入している保険に関係なく健診の申込書を郵送しています。また、昨年度から始まった若年健診は、対象となる30歳から39歳までの国民健康保険加入者に申込書を郵送しています。健診は自覚の症状がなく進行する「生活習慣病」や「がん」を早期に発見する最大のチャンスです。自分のため、家族のために、この機会にぜひ受診しましょう。

健（検）診日		会 場	受付時間
6月	3日（月）、4日（火）	添田町体育館 （添田公園横）	8時30分 ～ 11時30分
	9日（日）、12日（水）		
	16日（日）		
9月	27日（金）		
10月	7日（月）、8日（火）		
	20日（日）		

総合健診

●**検査項目** 特定健診、胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌検査、ABC検査

▶今年も実施！若年健診

30歳代の国民健康保険加入者を対象に病気の早期発見や生活習慣病予防などを目的に行っています。

▶特定健診受診でお買物券プレゼント！

40歳～74歳の国民健康保険加入者で特定健診を受診した人に、道の駅歓遊舎ひこさんで使える「お買物券500円分」をプレゼント。受診後に郵送します。

※若年健診、お買物券プレゼントは、どちらも国民健康保険税に滞納がない世帯に限ります。

若年健診・お買物券プレゼントに関する問い合わせ
役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

婦人がん検診

●**検査項目** ▶**乳がん**（マンモグラフィ検査、超音波検査）

▷20歳～39歳＝超音波検査

▷40歳代＝マンモグラフィ検査＋超音波検査

▷50歳以上＝マンモグラフィ検査

▶**子宮頸がん**（細胞検査／昨年受診した人は対象外）

社会保険等被扶養者

●**対象者** 町内在住の40歳～74歳で、4月以降に被用者保険（社会保険など）から特定健診受診券が届いた人

●**自己負担額** 送付された書類（特定健診受診券）で確認してください

●**申込方法** 事業所から送付される特定健診受診券と保険証を準備して役場健康子育て応援課健康・子ども保健係へ申し込みください

健診（検診）項目	対象者	金額
若年健診	30歳～39歳の国保加入者	500円
特定健診	40歳～74歳の国保加入者	500円
後期高齢者健診	後期高齢者医療加入者	500円
基本健診	40歳以上の生活保護世帯	無料
胃がん検診（バリウム検査）	40歳以上	1,000円
肺がん検診	40歳以上	500円
大腸がん検診	40歳以上	500円
乳がん検診	20歳～39歳の女性	800円
	40歳～49歳の女性	1,500円
	50歳以上の女性	1,000円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	700円
前立腺がん検診	50歳以上	700円
肝炎ウイルス検診	40歳以上	600円
ピロリ菌検査	40歳以上	2,000円（助成なし）
ABC検査（ペプシノゲン＋ピロリ菌）	40歳以上	3,000円（助成なし）

※がん検診は、生活保護世帯、非課税世帯、70歳以上は無料。

※肝炎ウイルス検診は過去に受診した人、肝炎治療中の人は対象外。

※ピロリ菌とABC検査は、胃の既往歴がある人や、治療中、胃切除、腎不全、腎機能障害、過去にピロリ菌を除菌した人、過去に検査した人は対象外。



添田町機構配置図

教育委員会		町 長		寺西 明男	
教育長		高瀬 光一			
		副町長		柴田 和紀	
議会事務局	社会教育課	学校教育課	水道課	出納室(会計管理者)	住環境整備課
局長	課長	課長	課長	課長	課長
山之内 亮司	要 宏一	梶谷 敏博	浦部 直行	谷口 亜子	安藤 啓一
					那須 雄一郎
					商工観光振興課
					課長
					藤川 修司
					農林業振興課
					課長
					岩崎 竜己
					健康子育て応援課
					課長
					岩崎 さおり
					添田町地域包括支援センター
					センター長(課長)
					田中 一枝
					福祉環境課
					課長
					木戸 衛一郎
					住民課
					課長
					中山 敏之
					防災管財課
					課長
					平原 孝一
					まちづくり課
					課長
					宮内 茂
					財政課
					課長
					中谷 宣彦
					総務課
					課長
					今中 裕二

掲載は係長以上。()内は前職です。

【課長補佐】▼防災

【課長補佐】▼防災管財課課長補佐兼防災安全係長Ⅱ長谷川幸治（まちづくり課課長補佐兼政策企画係長）▼水道課課長補佐兼工務係長Ⅱ成瀬剛（防災管財課課長補佐兼防災安全係長）▼農林業振興課課長補佐兼農業振興係長兼有害鳥獣係長兼農業委員会出向Ⅱ白石勝利（農林業振興課課長補佐兼農業振興係長兼農業委員会出向）▼福祉環境課課長補佐兼環境保全係長Ⅱ耳塚仁志（水道課課長補佐兼管理係長）▼社会教育課課長補佐兼文化振興係長Ⅱ永田直土（水道課課長補佐兼工務係長）▼財政課課長補佐兼予算係長Ⅱ渡邊弥十三（財政課予算係長）▼財政課課長補佐兼財政調整係長Ⅱ金高伸吾（財政課財政調整係長）▼住民課課長補佐兼保険年金係長Ⅱ松尾佳子（防災管財課管財係長）▼農林業振興課課長補佐兼林業振興係長Ⅱ野北省一（農林業振興課林業振興係長）▼商工観光振興課課長補佐兼商工観光振興係長Ⅱ渡部真紀（商工観光振興課商工観光振興係長）▼農林業振興課課長補佐兼森林土木係長Ⅱ木森隆志（道路整

【係長】▼ 総務課総務係長兼男女共同参画推進係長 高木正幸（総務課総務係長）

▼學校教育課学校教育係長 〓木森明子(住民課戸籍住民係長) ▼福祉環境課付係長(田川地区広域環境衛生施設組合設立準備室勤務) 〓鈴見信介(福祉環境課環境保全係長) ▼防災管財課管財係長 〓手島和幸(農林業振興課有害鳥獣係長) ▼住環境整備課住環境・契約係長兼建築係長 〓金子強(住環境整備課建築係長) ▼まちづくり課政策企画係長 〓宮本博美(学校教育課学校教育係長) ▼水道課管理係長 〓草本茜(社会教育課文化振興係長) ▼出納室会計係長 〓松尾大道(出納室主査) ▼住民課戸籍住民係長 〓木稻暁子(議会事務局出向主査)

事務局出向主査

【新規採用】▼住環境整備課主事⇨平岩沙帆▼学校教育課主事⇨鬼丸顕汰▼健康子育て応援課主事⇨畠中利隆

【退職者（3月31日付）】▼中村次生（まちづくり課長）▼山本麻里子（健康子育て応援課長）▼柳田隆司（出納室会計管理）▼坂内昭裕（水道課課長補佐兼浄水場長）▼谷延宏和（財政課主査）▼下村拓也（まちづくり課主査）▼藤川知之（総務課主任）▼大石子夏（農林業振興課主事）



令和6年度新規採用職員
左から畠中、平岩、鬼丸

役場機構改変により各課・係の窓口番号と直通電話番号を一部変更しています。直通電話を利用することで待ち時間を短縮できます。

兒童館	☎ 82-3402
-----	-----------



● 勇壮！3基の神輿が山を駆ける！！ 英彦山神宮神幸祭



↑(上) 5年ぶりの稚児舞(下)お旅所で舞われた獅子舞(右)参道を駆ける神輿

4月13日と14日、1,000年以上の歴史を誇る英彦山神宮神幸祭が行われました。昨年、4年ぶりに3基の神輿が揃った神幸祭。今年はその3基の神輿に加えて、4人の稚児による稚児舞も5年ぶりに行われました。約800mある石段の参道を舞台に初日は英彦山神宮奉幣殿から銅の鳥居付近のお旅所までを目指す「お下り」が、2日目はお旅所から英彦山神宮奉幣殿を目指す「お上り」が行われ、各日80人を超える男衆たちが「わっしょい、わっしょい」と約400キロにもなる神輿を担ぎました。

● 今日も1日、安全運転をお願いします 春の交通安全週間街頭啓発キャンペーン



↑通勤途中の車に交通安全を呼びかける寺西町長④と畠田町議会議長④

4月6日から15日の間、「春の交通安全運動」が実施されました。町では4月8日にJR添田駅横広場、添田郵便局前交差点、新城交差点で寺西町長、畠田議長をはじめ、交通安全協会役員や老人クラブ役員などで街頭キャンペーンを実施し、「歩行者優先意識の徹底と思いやり・ゆずり合い運転の励行」や「自転車などを利用する時のヘルメットの着用」、「飲酒運転の撲滅」など交通安全を呼びかけました。また期間中は防災無線での広報や朝の通勤・通学時間の街頭啓発なども行われました。

● 見頃を迎えたしゃくなげを車窓から 英彦山スロープカーお花見列車

4月20日と21日、英彦山スロープカーでお花見列車が予約者限定で運行されました。今回初の試みとなるお花見列車。通常どおり神駅に行き、英彦山神宮参拝後、帰りは、普段は通過する花公園内で一旦停車してアイスやケーキなどとドリンクがセットになった英彦山デザートプレートが車内で食べられるという特別プラン。参加者は、デザートを食べながら車窓からきれいに咲いたしゃくなげや八重桜などを楽しんでいました。また、花駅駐車場ではシシ汁やうば団子などの販売も行われました。



↑具だくさんのシシ汁販売 ↑車内からしゃくなげを堪能する参加者の皆さん

● お酒を頂きながらラジオで街をPR KBCテレビ・ラジオ「ふるさとWish」

4月1日から7日までの1週間、九州朝日放送(KBC)のテレビとラジオで添田町の魅力を紹介した「ふるさとWish」。テレビでは佐藤栄作さんによる「英彦山スロープカー・花公園」からのお天気中継などが放送され、ラジオではKBCラジオ「PAO～N」の中で中島家住宅から寺西町長とタレントの徳永玲子さんによる「玲子の踊る弥栄中継！」が行われました。中継で徳永さんは町内の酒屋「戸渡酒造」で販売中の「新酒しぼりたて」などを堪能し、町長と一緒に添田町をアピールしました。



↑ラジオ中継で徳永さんにマイクを向けられ町のアピールを行う寺西町長

● 各地域が賑わった春のイベント 酒蔵巡り・お抹茶の宴・添田駅前マルシェ・寄ってみ樹田



↑豊駒など一部のお酒は歓遊舎ひこさんでも購入できます(戸渡酒造)

BRTひこぼしライン沿線の自治体で「ひたひこ沿線酒蔵巡り」が行われ、添田町からは戸渡酒造が参加し4月6日に数量限定でにぎり酒が販売されました。また添田駅前では戸渡酒造の試飲コーナーや手作りパン・惣菜などが出品された「駅前マルシェ」が、中島家住宅では本格的な抹茶が味わえる「卯月お抹茶の宴」が同日開催。さらに4月20日・21日には樹田地区のタケノコを楽しむ体験イベントとして「寄ってみ樹田」が行われ、春の訪れを感じるたくさんの催しで各地域が賑わいました。

● BRTに「ひこぼしブラウンカラー」が仲間入り BRTひこぼしライン新車両導入



↑週末などは鉄道時よりも多い600人を超える乗客数を数えることも

昨年8月の運行開始以来5万人を超える乗客を運んだBRTひこぼしラインに新車両が導入されました。カラフルな車両が特徴のBRTひこぼしライン。新車両は沿線の歴史、文化、豊かな大地をイメージさせ、日田彦山線(鉄道)のラインカラーでもあるブラウンをまといました。4月9日12時47分発の日田行きから運行を開始した新車両は「本日より運行を開始いたします。ひこぼしライン、ひこぼしブラウン車両出発」というJR九州バス添田支店納所支店長による出発合図で走り出しました。



↑ワンちゃんのおやつ、ハンドメイドアクセサリ、お花の販売もありました(駅前マルシェ)



↑表千家茶道教授清水さん④によるお茶の振る舞いを楽しむ皆さん(中島家住宅)



↑採れたて・茹でたてのタケノコには手書きの絵で作ったラベルが貼られました(寄ってみ樹田)

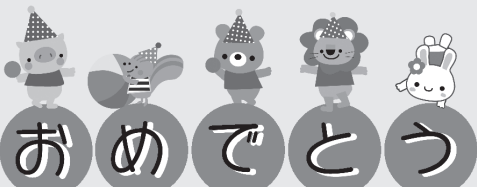
● 素敵な音楽でオークホールが満員に AIR事業 5人の作曲家と宮川彬良

NHK教育テレビの音楽教養番組「クインテット」で知られる宮川彬良さんと九州交響楽団を迎えたコンサートが、3月31日、オークホールで開かれました。コンサートでは芸術による交流促進事業(AIR事業)で約1か月間東峰村・添田町に滞在した5人の作曲家が、期間中に触れた風土・歴史・文化・地域住民などから感じたものを音楽にした楽曲も披露されました。アンコールでは「マツケンサンバⅡ」や「ゆうがたクインテット」など宮川さんの代表曲も演奏され、多くの観客が盛り上がりました。



↑宮川さんと九州交響楽団の演奏に多くの観客で満席となったオークホール

5月生まれ
HAPPY
BIRTHDAY



おめでとう



はると
満倉 陽大 ちゃん
5月4日生 ⑥・添田東

はるちゃん♡6歳のお誕生日おめでとう♡来年は小学生!!にいたちと仲良く!元気いっぱい大きくなってね!!大好きだよ♡



はると
野北 遥仁 ちゃん
5月22日生 ②・添田東

ハルト君、2歳のお誕生日おめでとう♡パパとママの所に生まれてきてくれてありがとう!ご飯をたくさん食べて大きく育ってね♡♡

送信先

koho@town.soeda.fukuoka.jp

☎ 役場総務課広報・秘書係 (☎ 82-4000)



未就学児のお子さんの
写真を募集します。

- ①お子さんの写真
- ②お子さんの氏名
- ③名前の読み方
- ④誕生日 ⑤年齢
- ⑥行政区 ⑦メッセージ (50文字以内)
- ⑧保護者の連絡先
を下記アドレスに送信
してください。

6月生まれの締め切りは、
5月13日(月)です。

地域子育て支援センター 5月の予定

★サークル「めだかっこ」(毎週火曜日)

- ▷7日/戸外遊び(給食)
- ▷14日/ヨガ講座 (in 児童館)
- ▷21日/虹の会読み聞かせ(給食)
- ▷28日/親子リトミック(給食)

★サークル「おんぶに抱っこ」(毎週金曜日)

- ▷10日/虹の会読み聞かせ
- ▷17日/親子健康教室・おっぱい相談
- ▷24日/ペタンアート
- ▷31日/そえだジョイ

★ベビーサークル「あっぷっぷ」

- ▷8日
- ▷22日/虹の会読み聞かせ

★マタニティサークル「ポコ・ア・ポコ」

- ▷9日

★衣類交換「ど〜ぞ!」ウィーク/20日~25日

◀6月の予告▶ ▷7日/消防署添田分署見学

※詳しくは「おんぶに抱っこ通信」で確認ください。

☎ 添田町地域子育て支援センター (☎ 85-0888)

教育のひろば

添田町へようこそ! スカーレット先生

今年度よりオーストラリア出身のスカーレットオーローン先生が新しく添田町ALTとして着任しました。ALTとは Assistant Language Teacher の略称で、外国語が母国語である外国語指導助手のことです。オーローン先生は令和6年4月から1年間、町内の小学校と中学校で英語の授業の補助を行い、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目指して指導にあたります。



↑中元寺小学校での授業で児童の自己紹介を聞くスカーレット先生

◎今年度の町内小中学校の校長は、次のとおりです。(異動なし)

- ▽添田小学校=益田 茂 校長
- ▽中元寺小学校=中瀬 博之 校長
- ▽落合小学校=長畑 理恵 校長
- ▽真木小学校=太田 優子 校長
- ▽添田中学校=中野 純孝 校長

☎ 教育委員会学校教育課 (☎ 82-5963)

地域と行政をつなぐ 行政区長を紹介します

行政区長は、町長に属する事務の一部を補助するために町長が地域と行政をつなぐ行政区の代表として委嘱し、町広報紙や行政連絡文書などの配布、避難行動要支援者の把握や災害発生時の連絡、町施策の統括など、安全安心で住みたくなる、住み続けられるまちづくりの推進役を担っています。今年度の行政区長と行政区長会役員が決まりましたので紹介します。(敬称略)



◎行政区長会役員

▶会長=谷政利(桜橋) ▶副会長=畠田学(町四)、道園久志(新城)、森山和孝(野田) ▶会計=藤川利幸(下中元寺) ▶監査=内野恭一(上落合二)、前田豊喜(下津野)

なお、令和5年度末で退任された行政区長・組長で、次の皆さんが永年勤続で表彰されました。(敬称略)

◎功労者表彰【行政区長】

▷林萌(庄上・8年)▷花菱賢二(新城・7年)

◎功労者表彰【行政組長】

▷藤田具弘(英彦山・11年)▷米城洋子(添田中・6年)▷岩本厚子(岩瀬・5年)

☎ 役場総務課総務係 (☎ 82-1231)

まちのホットNews

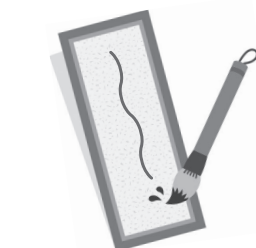
各行政区長 (敬称略)

行政区	氏名	行政区	氏名
上津野	松本保弘	峰地団地	鬼丸秀雄
中津野	前田和美	町一	小川泰壽
下津野	前田豊喜	町二	椎野英樹
英彦山	藤崎清次	町三	進藤彰史
上落合一	古谷芳男	町四	畠田学
上落合二	内野恭一	伊原	重松孝士
下落合	角崎敏光	豊川	安方泰広
柳田	藤川良司	庄東	西山則一
一ノ宮	樺木健一	庄中	奥圭三
旧三崎	村井誠治	庄上	手島弘紀
上中元寺	重藤暢明	庄西	松下信彰
下中元寺	藤川利幸	峰地北	松嶋義彦
野田	森山和孝	桜橋	谷政利
添田東	林晋一	新城	道園久志
添田中	中園博文	岩瀬	加来勉
添田西	松岡伸一郎	真木	木下芳博
峰地	折口和廣	真木団地	池本初枝

行政区(隣組)に加入しましょう

行政区(隣組)では、自らの地域をより良くするために、お互いに助け合いながら、住みよい環境づくりに取り組んでいます。行政区(隣組)に加入していない家庭はこの機会に加入し、一緒に地域を良くしていきたいませんか。行政区・組には、お住まいの地域の行政区長・隣組長に連絡することで加入できます。詳しくは問い合わせください。

文芸歳時記



【短歌 投稿】

山国の小さき町にこもり住む

海を見し日もはるかとなりて

筋肉の萎縮始まる老いの坂

タクシー券で院へと向かう

政治乱れて貧しき民は保ごに

来てたよと役人高笑ひ

青嵐や旗翻し吹き渡る

緋鯉に真鯉俱に泳ぎぬ

爽やかな風吹き抜けて皐月来る

青々とする英彦の山々

【俳句 投稿】

坊跡の京都を偲ぶ桜かな

近づけば香り放って梅ひらく

万緑に建つ神殿の直線美

山裾の風に傷みて遅ざくら

名にし負ふ寺の山門みどり立つ

晩秋の城下の川の濁りかな

母と子の手話の会話や花の雨

雷鳴に目覚し庭や萌黄立つ

【川柳 投稿】

石段を登り参拝奉幣殿

歓遊舎ひこさん楽しお買い物

◎6月号に掲載する俳句・短歌・川柳を募集します

5月13日(月)までに役場総務課に投稿してください。

1人一句まで。俳句・短歌・川柳の区分を書いてください。

☎ 役場総務課広報・秘書係 (☎ 82-4000)

お知らせ

令和6年度 調理師試験

- ▼試験日 10月26日(土)
- ▼会場 西南学院大学(福岡市)
- ▼受付期間 5月7日(火)～6月3日(月) ※当日消印有効
- ▼受付方法 郵送のみ
- (〒103-0001 2 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JAC Cビル5階 公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当
- ※簡易書留で送付してください。
- ▼申請書配布場所 福岡県田川保健福祉事務所健康増進課健康増進係(田川市) ほか
- ☎(公社)調理技術技能センター(☎03-3667-1815)



自衛官等採用試験
【第1回医科歯科幹部】

- ▼試験日 6月21日(金)(1次)
- ▼申込期限 6月6日(木)
- ▼受験資格 医師・歯科医師の免許取得者
- ※自衛官募集に関する説明会を随時開催しています。ご都合に合わせて個別説明や出張説明も

今年も商品券を販売します

毎年好評のプレミアム商品券。今年も紙の商品券とキャッシュレス商品券(ひこPay)を販売します。販売額や販売時期などは6月号でお知らせします。



武貞眞弓歌謡教室
春の歌祭り

- ▼とき 5月12日(日)9時20分～
- ▼ところ オークホール
- ▼特別ゲスト 演歌男Shin(14時ごろから出演)
- ▼入場料 無料
- ☎武貞眞弓歌謡教室武貞さん(☎080-33959-8063)

人の動き

●人	口	8,424人(－52人)	●出生	0人
●男	性	3,980人(－28人)	●死亡	22人
●女	性	4,444人(－24人)	●転入	27人
●世帯数		4,427世帯(+1世帯)	●転出	57人

相談

- 心配ごと相談(そえだジョイ/10時～15時) 5月7日(火)、5月21日(火)、6月4日(火)
- 補聴器相談(役場ロビー) 5月10日(金)(15時～)、6月12日(火)(13時～)
- 無料法律相談会(福岡法務局田川支局/13時～16時) 5月14日(火)、6月11日(火)
- ※利用条件あり。詳しくは問い合わせください。
- ☎法テラス福岡(☎050-3383-5502)
- こころの健康相談(田川保健福祉事務所/予約制) 5月14日(火)(10時～)、5月23日(木)(14時～)
- ☎田川保健福祉事務所健康増進課(☎42-9307)

警察署からのお知らせ

- 自転車は車両です！自転車安全利用五則などの交通ルールを守りましょう！
- 【自転車安全利用五則】 ①車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

3月の事故発生状況()内は昨年同月比		
種 類	発生件数	今年の累計
物件事故	6(－11)	36
人身事故	0(±0)	3
死亡者	0(±0)	0
負傷者	1(－3)	3

☎田川警察署(☎42-0110)

そえだジョイ休館日

- 清掃・施設点検などのため
- ▶とき 5月27日(月)、28日(火)
- ☎そえだジョイ(☎82-2600)

図書館からのお知らせ

- 蔵書点検のため休館します
- ▶期間 5月20日(月)～31日(金)
- ※休館に伴い5月3日(金)～19日(木)までは、図書、雑誌の貸出冊数を1人10冊までとします。ぜひご利用ください。
- ☎町立図書館(☎82-4800)

看護フェスタ福岡2024
福岡県では、毎年5月12日を「看護の日」、12日を含む1週間を「看護週間」としてさまざまな取り組みを行っています。

- ▼とき 5月18日(土)10時30分～
- ▼ところ ナースプラザ福岡
- ▼内容 ▽講演 ▽最新医療機器による看護体験 ▽血圧測定・健康相談 ▽看護の進路・進学相談(要予約) など
- ※詳しくは問い合わせください。
- ☎(公社)福岡県看護協会事業部事業課(☎092-402-1517)

赤十字による講習会
身近な人を救うため、とっさの手当てや日常生活での事故防

止など、健康安全に関する知識や技術を学ぶ講習を開催します。

▼講習内容 ▽日常生活における事故防止や救命・応急手当 ▽水の事故から人命を守る救助方法や応急手当 ▽健康増進の知識や高齢者に対する役立つ介護技術 ▽乳幼児に対する事故防止や応急手当、看病の仕方 など

▼受講資格 満15歳以上

※詳しくは問い合わせ、またはホームページで確認ください。

☎日本赤十字社福岡県支部事業化講習普及係(☎092-523-1172)

農業委員会報告

【4月10日(水)開催 総会審議結果】

▼農地法第3条にかかる所有権の移転

・3件/面積1826㎡を許可

▼農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定

・29件/面積65930㎡を許可

※令和6年6月開催の総会にかかる農地申請の締め切りは、5月24日(金)です。

☎添田町農業委員会(☎82-1237)

可能です。詳しくは問い合わせください。

☎0948-22-4847

手話奉仕員養成講座
基礎編受講者募集

手話技術の学習と聴覚障がいを持つ人への理解を深め、地域で活動する手話ボランティアや手話通訳者を養成することを目的に講座を開催します。

- ▼とき 6月5日(火)から11月27日(火)までの毎週水曜日 19時～20時30分(全25回)
- ※全25回のうち3回は19時～21時。
- ▼ところ オークホール
- ▼対象者 ①町内在住または添田町に通勤通学している中学生以上の人 ②過去に手話奉仕員養成講座入門編を受講し、修了証書を授与された人
- ※申し込み時に入門編修了証書を提示してください。
- ▼申込方法 電話または役場福祉環境課窓口で申し込み
- ▼受講料 無料
- ▼定員 田川地区8市町村で合計20人(先着順)



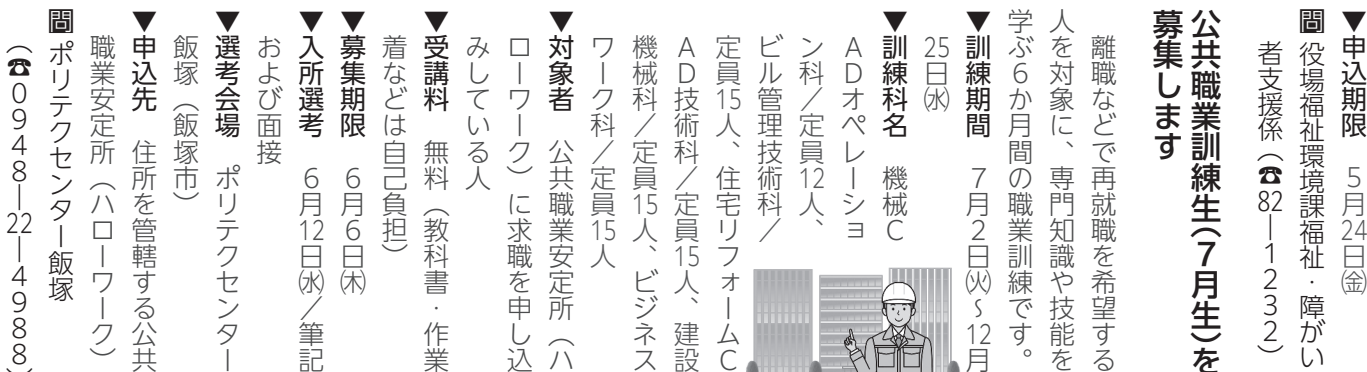
▼申込期限 5月24日(金)

☎0948-22-4988

公共職業訓練生(7月生)を募集します

離職などで再就職を希望する人を対象に、専門知識や技能を学ぶ6か月間の職業訓練です。

- ▼訓練期間 7月2日(火)～12月25日(火)
- ▼訓練科名 機械C ADオペレーション科/定員12人、ビル管理技術科/定員15人、住宅リフォームC AD技術科/定員15人、建設機械科/定員15人、ビジネスワーク科/定員15人
- ▼対象者 公共職業安定所(ハローワーク)に求職を申し込みしている人
- ▼受講料 無料(教科書・作業着などは自己負担)
- ▼募集期限 6月6日(木)
- ▼入所選考 6月12日(水)/筆記および面接
- ▼選考会場 ポリテクセンター飯塚(飯塚市)
- ▼申込先 住所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)
- ☎ポリテクセンター飯塚(☎0948-22-4988)



軽自動車税の減免申請をお忘れなく

身体障がいなどにより軽自動車税の減免措置を申請する人は、必要書類を期限までに役場住民課税務・滞納対策係へ提出してください。障がいの区分や級などによっては減免措置を受けられない場合があります。

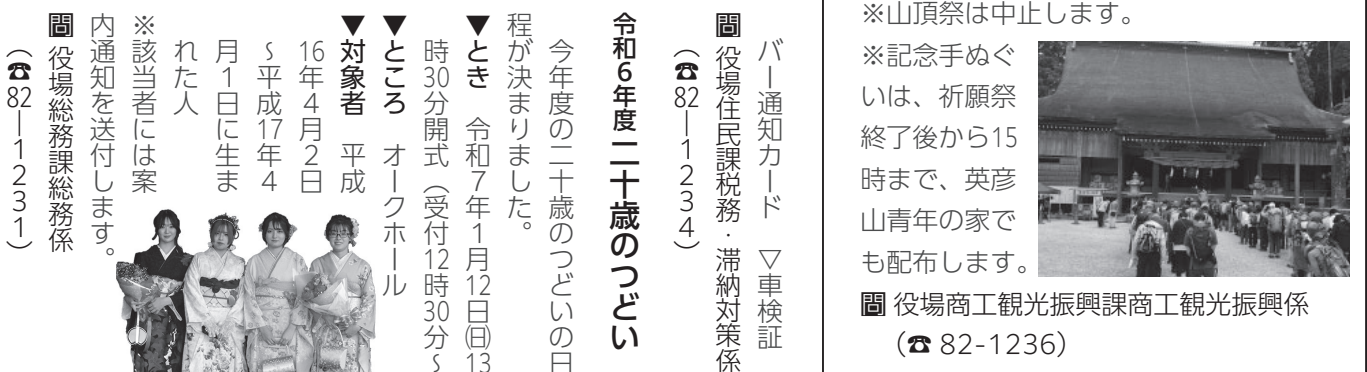
- ▼提出期限 5月31日(金)
- ※公益減免は5月24日(金)です。
- ▼必要書類 ▽令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書(5月上旬送付予定) ▽身体障害者手帳 ▽運転免許証 ▽減免申請書用紙 ▽マイナンバーカードまたはマイナ



令和6年度二十歳のつどい

今年度の二十歳のつどいの日程が決まりました。

- ▼とき 令和7年1月12日(日)13時30分開式(受付12時30分～)
- ▼ところ オークホール
- ▼対象者 平成16年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人
- ※該当者には案内通知を送付します。
- ☎役場総務課総務係(☎82-1231)





◇発行／添田町 ◇編集／総務課
〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 21-51 番地
☎0947-82-1231 FAX0947-82-2869
ホームページ <http://www.town.soeida.fukuoka.jp>

◇印刷／丸五印刷株式会社
※広報そえだは再生紙を使用しています

105人の新入生の皆さん、入学おめでとう♪ 小・中学校で入学式

添 田中学校で4月10日、町内各小学校で4月11日に入学式が行われました。今年の新入生は添田中で53人、添田小44人、中元寺小5人、落合小2人、真木小1人でした。

落合小学校

落合小学校では新1年生2人が先生に導かれ、希望に満ちた笑顔で入場。式が始まると少し緊張の様子でしたが、6年生の学校紹介に笑顔がはじけていました。式終了後の教室では学校生活の約束と固い握手を先生と交わしました。



添田中学校

今年からブレザータイプとなった真新しい制服に身を包んだ新入生。校舎建替えのためオークホールで行われた添田中学校の入学式では、新入生を代表し、高千穂有陽さんが「学校のきまりを守り、仲間を大切にして、学校生活をおくります」と誓いの言葉を述べました。

町長室

令和6年、新年度を迎え1か月が経過しました。小・中学校も新入生を迎え、

それぞれが新たな気持ちで頑張っています。役場も新しい職員を迎え一致団結、住民の皆さんに寄り添い一緒に頑張ってまわっていくと、心を新たに頑張っているところです。▼4月は行政区や老人クラブの総会が開催され、BRTひこぼしラインも新車両を導入、BRTひこぼしライン沿線の酒蔵巡り（添田町は戸渡酒造が参加）、添田駅前での添田駅前マルシェ、英彦山神宮の神幸祭、恒例の中元寺のヤマメ釣り大会など、多くの皆さんが添田町を訪れ皆さんと共に元気で楽しいまちづくりのスタートを切ったところで、今後も「みんなでまわっていく」頑張っていくまわしよう。▼さて、先月号でも紹介しましたが副町長が新たに就任しました。柴田和紀さんです。皆さんと共に頑張っていくので今後ともよろしく願います。それではこの欄で、自己紹介を兼ねて柴田副町長がご挨拶いたします。▼皆さん、はじめまして。4月1日付で添田町の副町長に就任した、柴田と申します。出身は福岡市です。日本三大八幡宮として有名な宮崎宮の近くで生まれ育ちました。昭和55年生まれ、現在43歳です。添田町に来る前は、福岡県庁の職員として様々な業務に従事してきました。直近では、県の広報誌や広報番組の制作、また、マスコミによる取材の対応や県知事の定例記者会見の準備といった業務に取り組んでいました。添田町にはこれまで縁がありませんでしたが、就任を機に、町内にアパートを借りて住んでいます。4月は、休みの日にジョギングしながら町内を巡ったり、BRTひこぼしラインに乗って歓遊舎ひこさんまで買い物に行ったりしました。歓遊舎ひこさんに行った日は添田マルシェの開催日でした、そこで戸渡酒造さんのお酒を試飲させていただきました。美味しくてすぐにその足で「本醸造のにがり酒」を買いに行きました。にがり酒は美味しくて、すぐに飲み終わってしまいました。反省。それから、英彦山神宮の神幸祭にも参加させていただきました。1日目のお下り、翌日のお上りの両方で神輿を担がせていただきましたし、その際、稚児舞や獅子舞、鉦舞の奉納も間近で初めて見る事ができました。古くから信仰を集める霊峰「英彦山」の歴史の一端に触れる、とても貴重な経験をさせていただきました。就任に係るあいさつ回りや地元の会合などへの参加を通じて、町の方々とお話させていただく機会がありました。初めてお会いする方ばかりでしたが、私に対する皆さんの言葉や表情が温かく、とても嬉しい気持ちになりました。新参者で若輩者の私ですが、これから寺西町長を補佐しながら、私がこれまで培ってきた経験を活かして、私を温かい気持ちにさせてくださる添田町の皆さんのために少しでもお役に立てるよう、精一杯頑張っていきます。これからお世話になります。よろしく願います。